

件名	博物館の登録に関する規則の制定について
提案理由等	博物館法の一部改正に伴い、博物館の登録に関する規則の全部を改正するものである。

博物館の登録に関する規則の制定について

令和5(2023)年3月17日
教育委員会事務局生涯学習課

1 改正の趣旨

博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、博物館の登録に関する規則（昭和27年教委規則第1号。以下「規則」という。）の全部を改正するものである。

2 博物館法の改正概要

(1) 主な改正内容

ア 登録要件の見直し

- ・ 地方公共団体、一般社団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする。
- ・ 登録の審査に当たり、博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査し、基準は文部科学省令を参酌し、県教育委員会が定める。

イ 登録審査の手続き等の見直し

- ・ 県教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- ・ 登録博物館の設置者は、博物館の運営状況について、定期的に県教育委員会に報告しなければならない。

(2) 施行期日・経過措置

ア 施行期日 令和5(2023)年4月1日

イ 経過措置 既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。

3 県規則改正の概要

(1) 規定等の追加、削除等

- ・ 規則の趣旨規定を設けるとともに（第1条）、各条に見出しを付記する。
- ・ 審査基準（第3条）及び定期報告（第7条）に関する規定を追加する。
- ・ 博物館の登録時等のインターネット等による公表が法に規定されたため、公示に関する規定を削除する（旧第6条）。

(2) 申請書等様式の改正

- ・ 登録申請書の様式を統一するほか、各様式内において引用する法の規定に条項移動等が生じたため、所要の様式の整備を行う。

4 施行期日

令和5(2023)年4月1日から施行する。

○博物館の登録に関する規則の制定

栃木県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則を次のように定める。

令和5年 月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年栃木県教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 法第12条第1項の登録申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

（審査基準）

第3条 法第13条第1項第3号から第5号までの基準は、栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものとする。

（登録要件の調査）

第4条 教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の申請に係る審査を行うに当たり、その適正を期するため必要があると認めるときは、実地調査を行うことができる。

（登録の実施等）

第5条 法第14条第1項の博物館登録原簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

2 教育委員会は、博物館の登録をしたときは、別記様式第3号による博物館登録証を当該登録の申請をした者に交付するものとする。

（変更の届出）

第6条 法第15条第1項の規定による届出は、別記様式第4号により行うものとする。

（定期報告）

第7条 法第16条の規定による報告は、毎事業年度経過後3月以内に行わなければならない。

（博物館の廃止）

第8条 法第20条第1項の規定による届出は、別記様式第5号により行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

申請者
住所
名称及び代表者の氏名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添付して申請します。

事 項	記 載 欄
設置者の名称 及び住所	
博物館の名称 及び所在地	

別記様式第2号（第5条関係）

博物館登録原簿

事 項	登 録		登 録 変 更	登 録 変 更
	年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	登録番号	第 号		
設置者の名称 及び住所				
博物館の名称 及び所在地				
備 考				

別記様式第3号（第5条関係）

登録番号
博物館登録証
博物館の名称
博物館の所在地
登録年月日
設置者の名称
設置者の住所
博物館法第14条の規定により登録されたことを証する。
年 月 日
栃木県教育委員会

別記様式第4号（第6条関係）

博物館登録事項変更届出書			
			年 月 日
栃木県教育委員会 様			
設置者			
住所			
名称及び代表者の氏名			
博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。			
変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

博物館廃止届出書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

設置者
住所
名称及び代表者の氏名

博物館法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称及び所在地	
登 録 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

(生涯学習課)

全部改正後	現行
<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(登録の申請)</u></p> <p><u>第2条 法第12条第1項の登録申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。</u></p> <p><u>(審査基準)</u></p> <p><u>第3条 法第13条第1項第3号から第5号までの基準は、栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものとする。</u></p> <p><u>(登録要件の調査)</u></p> <p><u>第4条 教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の申請に係る審査を行うに当たり、その適正を期するため必要があると認めるときは、<u>実地調査を行うことができる。</u></u></p> <p><u>(登録の実施等)</u></p> <p><u>第5条 法第14条第1項の博物館登録原簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、博物館の登録をしたときは、別記様式第3号による博物館登録証を当該登録の申請をした者に交付するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第10条の規定による登録を受けようとするものは、<u>地方公共団体の設置するもの</u>にあつては別記第1号様式、<u>一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の設置するもの</u>にあつては別記第2号様式による登録申請書を<u>栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第2条 教育委員会は、法第12条に規定する登録要件の審査に当り実地調査及び学識経験者の意見を徴する等審査の適正を期さなければならない。</u></p> <p><u>第3条 博物館の登録は、別記第3号様式による博物館登録原簿に登録してこれを行なうものとする。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、博物館の登録をしたときは、申請者に対して別記第4号様式による博物館登録証を交付するものとする。</u></p>

(変更の届出)

第6条 法第15条第1項の規定による届出は、別記様式第4号により行うものとする。

(定期報告)

第7条 法第16条の規定による報告は、毎事業年度経過後3月以内に行わなければならない。

(博物館の廃止)

第8条 法第20条第1項の規定による届出は、別記様式第5号により行うものとする。

(削除)

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和27年3月1日から適用する。

(中略)

附 則 (令和3年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年教委規則第 号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第4条 登録申請書の記載事項について変更があったときは、直ちに別記第5号様式により教育委員会に届け出なければならない。但し博物館資料目録の軽微な変更については毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。

(新設)

第5条 博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から20日以内に別記第6号様式により教育委員会に届け出なければならない。

第6条 教育委員会は、次に掲げる事項について、その都度公示しなければならない。

- (1) 法第10条の規定による登録をしたとき。
- (2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消をしたとき。
- (4) 法第15条第2項の規定による登録をまっ消したとき。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和27年3月1日から適用する。

(中略)

附 則 (令和3年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

申請者

住所

名称及び代表者の氏名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添付して申請します。

事 項	記 載 欄
設置者の名称 及 び 住 所	
博物館の名称 及 び 所 在 地	

別記第1号様式

公立博物館登録申請書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

市町村教育委員会

博物館法第11条の規定により、次の書類を添付し、登録を申請します。

- 1 設置条例の写し
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類
- 5 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

○備考

博物館資料目録は、およそ次の様式によること。

（様式）

博物館資料目録

資料の種別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

（註）詳細な資料目録の内訳は、別に添付することが望ましい。

(削除)

別記第2号様式

私立博物館登録申請書

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び所在地	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	

年 月 日

栃木県教育委員会 様

申請者名

博物館法第11条の規定により、次の書類を添付し、登録を申請します。

- 1 法人の定款の写し又は宗教法人の規則の写し
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類
- 5 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

○備考

博物館資料目録の様式は、第1号様式に示すところによる。

別記様式第2号（第5条関係）

博物館登録原簿				
事項	登録		登録変更	登録変更
	年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	登録番号	第 号		
設置者の名称 及び住所				
博物館の名称 及び所在地				
備 考				

別記様式第3号（第5条関係）

博物館登録証		登録番号
博物館の名称		
博物館の所在地		
登録年月日		
設置者の名称		
設置者の住所		
博物館法第14条の規定により登録されたことを証する。		
年 月 日		
		栃木県教育委員会

別記第3号様式

博物館登録原簿				
事項	登録		登録変更	登録変更
	年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号	第 号		
設置者の名称 及び所在地				
名 称				
所 在 地				
備 考				

別記第4号様式

(公立・私立) 博物館登録証		登録記号番号
博物館の名称		
博物館の所在地		
登録年月日		
設置者の名称		
設置者の所在地		
博物館法第10条の規定により登録されたことを証する。		
年 月 日		
		栃木県教育委員会

別記様式第4号(第6条関係)

博物館登録事項変更届出書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

設置者
住所
名称及び代表者の氏名

博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

別記様式第5号(第8条関係)

博物館廃止届出書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

設置者
住所
名称及び代表者の氏名

博物館法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称及び所在地	
登録番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

別記第5号様式

(公立・私立)博物館登録申請書変更届

年 月 日

栃木県教育委員会 様

博物館の名称
申請者名

博物館法第13条第1項の規定により、次のとおりお届けします。

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

別記第6号様式

(公立・私立)博物館廃止届

年 月 日

栃木県教育委員会 様

設置者名

博物館法第15条第1項の規定により次のとおりお届けします。

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び所在地	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	